平成２３年（フ）第７３８９号
東京都杉並区久我山１丁目８―703
債務者　平田　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５号
熊本県菊池市七城町甲佐町280番地５
債務者　園木　幸寶
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
熊本県菊池市旭志麓2926番地27
債務者　松尾美佐子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第５号
熊本県阿蘇郡小国町大字北里3955番地の３
債務者　宮﨑佐枝美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第６２４号
東京都東村山市萩山町５丁目５番地13―305号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６４９号
東京都町田市森野４丁目５番８号ハイユニメントシブヤⅠ　108
債務者　五十嵐　誠
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜557番地９　名城アパート２階201号、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字大湾475番地
債務者　吉本　順一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２９３号
静岡県焼津市新屋429番地の１　ＡＪポートサイトＢ号室、旧住所静岡市駿河区光陽町54番地　グランパルクＳ102号
債務者　寺尾　里佳（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８号
静岡市駿河区小鹿1534番地の３　山手館101号
債務者　森下　千春
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１７９５号
東京都江戸川区東葛西５丁目14―17―602
破産者　久世　敏雅
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４６９号
東京都世田谷区砧６丁目16―15―203
破産者　平野　亜弥
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９６２号
東京都渋谷区渋谷３丁目３番10号
破産者　株式会社市
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０４号
東京都文京区本郷５丁目１番16号　ＮＰ―Ⅱビル
破産者　株式会社セオリー
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８８５号
神奈川県横浜市港南区芹が谷５丁目52―４―208、開始決定時の住所神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3440―10
破産者　鈴木　千秋
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１５２号
東京都品川区東五反田２丁目21―11―408
破産者　市川　洋司
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２０８号
東京都江戸川区西葛西２丁目８－５―201
破産者　有安　信吾
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３５８号
東京都北区西ケ原３丁目44番９号
破産者　株式会社伊鈴建設工業
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部